

山下江法律事務所の相続サポートのご案内

弁護士法人山下江法律事務所は、
相続手続から相続争いの問題まで、
相続に関するすべてのことに対応できる
弁護士を中心とした専門家集団です。
私たちのミッションは、「あなたに寄り添い、
ともに解決を目指します。」です。
相続手続や相続争いの問題でお困りでしたら、
ぜひ当事務所にご相談ください。



代表・弁護士
山下 江

メリット
1 広島最大級の実績に基づいた相談をおこなっています(初回無料)

当事務所は弁護士19名(2021.1現在)が在籍する広島最大級の法律事務所です。年間600件以上の相続に関するお問合せをお受けしています。この実績を活かすべく、相続問題を研究するチームを弁護士、相続アドバイザー、秘書で結成し、ノウハウの蓄積と機動的な解決に取り組んでいます。



(2020.12撮影)

メリット
2 相続の疑問を気軽に相続アドバイザーに相談できます(無料)

相続問題に関して幅広い知識を持った専門家を育成しているNPO法人相続アドバイザー協議会の認定を受けた相続アドバイザーが在籍し、広島で相続に関する専門家(税理士、司法書士、行政書士、不動産コンサルタントなど)を組織した一般社団法人はなまる相続でも活躍しています。「相続問題を誰に相談すれば良いのか分からない」「いきなり弁護士に相談するのは気が重い」という場合には、相続アドバイザーにご連絡ください。弁護士を含め、問題解決に必要な専門家をコーディネートして相続問題を総合的に最善の解決に導きます。

メリット
3 相続手続から相続争いまですべてに対応できます

「複雑な相続手続をどう進めて良いか分からない」という相談から「遺産分割でもめてしまったので解決したい」という相談まで、広島の弁護士として初めて相続解説本を出版した当事務所は、相続のあらゆる場面で丁寧な解説と解決をお約束します。



『相続・遺言のポイント55』(南々社)

料金表

弁護士による初回相談・相続アドバイザーによる相談 無料

遺言書作成	88,000円～
遺産分割協議書作成	110,000円～
民事信託(家族信託)プラン概要提案	33,000円～

交渉・調停・裁判になった場合の費用

経済的利益の額	着手金	報酬金
～300万円	8.8%(最低110,000円)	17.6%
300万円～	5.5%+99,000円	11%+198,000円

※上記金額は、消費税10%を含んでおります。消費税率の改正があった場合は、改正後の税率に準じます。その他、詳しくはお問い合わせください。

事務所概要

■アクセスマップ



TEL (082)223-0695



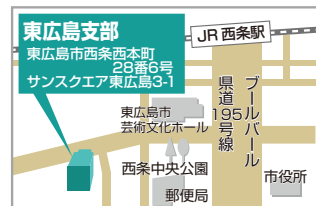
TEL (03)6632-5355



TEL (084)993-9041



TEL (0823)25-0077



TEL (082)423-1511



TEL (0827)33-3005

予約専用電話 0120-7834-09 (なやみよまるく)

予約電話受付 平日9:00～18:00、土曜日10:00～17:00

相談時間 (広島本部) 月曜9:00～20:00、火曜～金曜9:00～18:00、土曜10:00～17:00
※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば相談時間を設定できます。

メール info@law-yamashita.com

事務所サイト <https://www.law-yamashita.com>

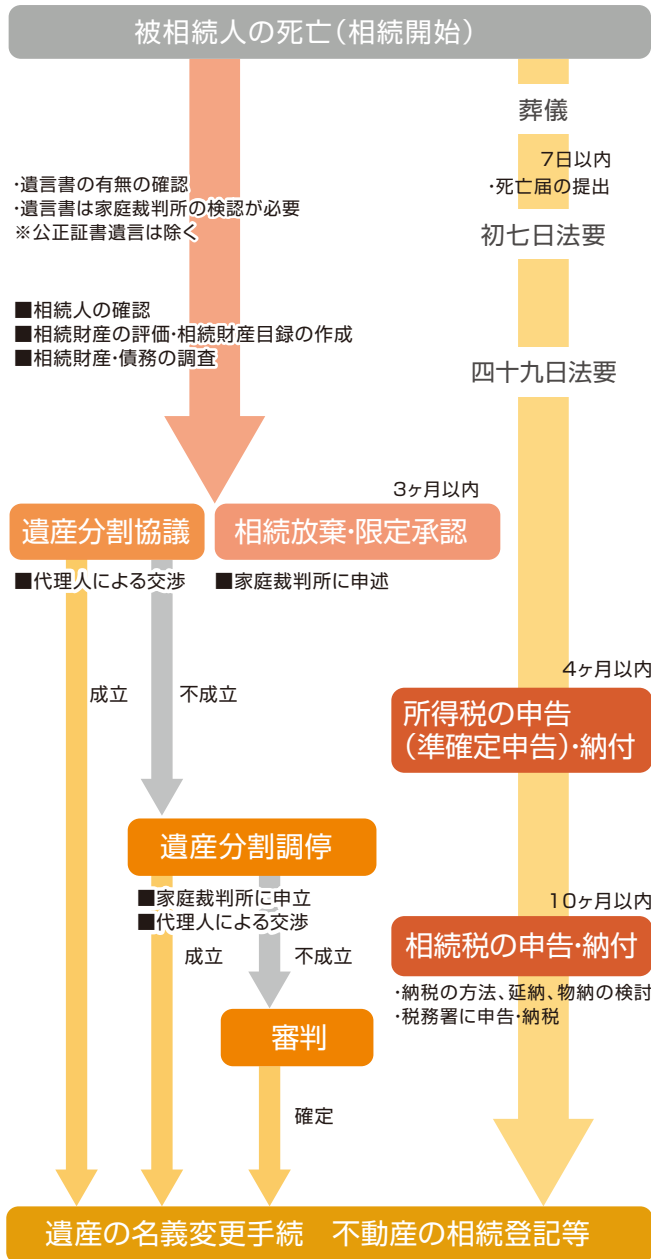
相続サイト <https://hiroshima-sozoku.com>

山下江

相続・遺言に関するご案内

相続の流れ

- ※下記の順序は事案により先後することがあります。
 ※■は弁護士にご依頼頂きます。
 ※早期解決のためにも、早めのご相談をおすすめします。



相続人と法定相続分

1.法定相続人とは

民法で定められた相続人をいいます。誰が相続人になるかは、以下のとおりです。なお、配偶者と第1順位から第3順位に該当する人がいない場合、相続人がいない(相続人不存在)とされます。

相続の順位	該当する人(被相続人から見た関係)
常に相続人となる	配偶者
第1順位 (配偶者とともに相続人となる)	子(または代襲相続人 *1)
第2順位(第1順位該当者が いなければ相続人となる)	父母(または祖父母等の直系尊属 *2)
第3順位(第1順位、第2順位 該当者がいなければ相続人となる)	兄弟(または代襲相続人 *1)

*1子や兄弟の死亡等の場合に相続人となるべき者に代わって相続分を相続する人(当該子の直系卑属)。*2複数の親等の該当者がいる場合、親等の一番近い人のみが相続人となります。

2.法定相続分とは

相続財産を法定相続人で分割するために民法で定められた割合をいいます。配偶者と第1～第3順位の相続人が共に相続人となる場合、相続分は以下のとおりとなります。また、同一順位の相続人が複数いる場合は、原則として、同一順位に該当する人数で頭割となります。例えば、配偶者と子3人が相続人であれば、配偶者2分の1、子1名につき6分の1(2分の1÷3)の相続分となります。また、兄弟4名のみが相続人であれば、4名とも4分の1の相続分となります。

法定相続人の組み合わせ相続分	
配偶者と第1順位	配偶者が1/2、第1順位相続人が1/2
配偶者と第2順位	配偶者が2/3、第2順位相続人が1/3
配偶者と第3順位	配偶者が3/4、第3順位相続人が1/4 *

*被相続人と片親のみ共通する兄弟の相続分は、被相続人と両親を共通する兄弟の相続分の1/2となります。

3.負債と相続放棄・限定承認

相続される遺産には、預金や不動産のようにプラスの財産だけでなく、借金のようなマイナスの財産も含まれます。遺産全体としてマイナスになることが明らかであれば、相続放棄をして、遺産を相続しないことができます。また、遺産を調査した上、プラスの財産の範囲でのみ借金等の責任を負う(限定承認)ということもできます。

ただし、いずれの手続きも、原則として相続開始(被相続人の死亡)から3カ月以内に、家庭裁判所に所定の書類を揃えて申し立てをすることが必要です。準備に時間がかかりますので、遺産に借金が多く含まれていて心配な場合は、早めに専門家にご相談ください。

遺言を残すメリット



1. 法定相続人以外の人にも財産を残せます
2. 法定相続分に依らない遺産分割を指定できます
3. 被相続人の遺志が明確になり、相続紛争を防げます
4. 相続財産を確定する遺族の負担を軽減できます

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証役場で公証人が遺言書を作成します。	自筆で遺言を作成し、押印します。
特徴	・無効になる恐れが少なく、安心です。 ・費用が発生します。	・ご自身で作成できます ・法務局で保管できるようになりました。
対応方法	謄本が手元にないときは公証役場に行って発行してもらいましょう。	開封せず、そのまま家庭裁判所に持って行き、検認・開封手続をしましょう。

遺言書が出てきたら…

遺言書の形式によっては、検認(家庭裁判所での開封手続)を行なわずに遺言書を開封してしまった場合、5万円以下の過料に処せられます。



遺産分割手続・相続紛争を弁護士に相談する

このようなことでお悩みの場合は、ご相談下さい。

「銀行口座が凍結されて預金を下ろすことができない」
 「戸籍を集める必要があるが集め方がわからない」
 「相続人が遠方で遺産分割協議ができない」
 「不動産の名義変更ができない」
 「遺産の分割方法でもめてしまっている」
 「話がこじれる前に円滑に相続を進めたい」
 「兄弟が法定相続分通りに遺産分割をしてくれない」
 「遺産分割の話し合いをしているが解決の見通しがたない」
 「遺言の内容が不公平すぎるので遺留分を請求したい」

遺産を分ける場合、「昔から仲が良いから心配ない」という方でも紛争に発展してしまう場合があります。相続問題の専門家である弁護士に相談することで、適正な解決を図ることが可能です。

山下江法律事務所の法律相談予約



なやみよ まるく
0120-7834-09

予約電話受付
平日9:00～18:00
土曜日10:00～17:00